

議案第 2 1 号

令和 6 年度成田市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度成田市簡易水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
簡易水道料金等徴収事務委託料	令和 6 年度から令和 1 2 年度まで	3 6， 8 5 0 千円
自家用電気工作物保安管理業務委託料	令和 6 年度から令和 7 年度まで	3 5 2 千円
原水・浄水水質検査業務委託料	令和 6 年度から令和 7 年度まで	1 2， 1 6 6 千円
放射性物質検査業務委託料	令和 6 年度から令和 7 年度まで	3 3 5 千円

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

成田市長 小 泉 一 成